

2005年8月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド

タイ

2005年8月ニュース

1. もっと知財保護を
2. タイ関税局は侵害品を厳しく監視
3. 情報化が知財裁判のコストを削減
4. CD著作権法の施行
5. 初のアジア太平洋イノベーション
6. ソフトウェア問題
7. DIPが特許弁理士増員計画
8. 米国が来春にFTA合意希望
9. CD製造法が来週に施行

1. もっと知財保護を

(ポスト・トゥデー紙、ビジネスマーケット面、B3面、タイ、2005年8月3日
クルンテープ・トゥラキット紙、農商業面、7面、タイ、2005年8月3日)

知的財産局(DIP)普及振興部の Kajit Sukhum 部長は、タイは人々がもっと知財を登録するよう働き掛ける必要があると「日本での知的財産保護」と題したセミナーで述べた。DIPは、米国、EUや日本などの国と知財セミナーを開催することにより、目標に近づけてきている。

2. タイ関税局は侵害品を厳しく監視

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B3面、タイ、2005年8月4日
Thai News Service、2005年8月4&5日)

タイ関税局局長は、知的所有権を侵害する偽造品、特に中国からの製品に対する特別対策を実施した。この特別対策は、総額3000万バーツ相当の違法製品破壊後に発表された。

関税局の Sathit Limpongpan 局長は、関税局が特に中国からの電子部品とコンピューター製品に対して特別対策を実施していくとして、タイ国へ密輸入される偽造品の減少を期待していることを表明した。

局長は、総額3000万バーツの時計、財布、靴などの製品を破壊するためにローラや建設車両が使用されたと述べた。

3. 情報化が知財裁判のコストを削減

(クルンテープ・トゥラキット紙、情報インターネット面、9面、タイ、2005年8月5日)

知的財産・国際貿易裁判所の Suvicha Najwachara 長官は、同裁判所がタイで初のインターネットによる国際調停制度を実演したと発表した。この方法は、関係機関のどちらもがタイにいない場合に好適である。しかしながら、調停と仲裁について、40万バーツ以下の補償を求める小さな事件でなければ適用できない。

4. CD 著作権法の施行

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、3B面、タイ、2005年8月9日)

タイ王国初の CD 著作権法は、タイや外国製品の知的所有権を保護するために今月末に施行される予定である。

同法令は 5 月 22 日に国王承認を得ており、8 月 29 日に施行されることになっている。同法令は、著作権侵害行為について、重い罰金や刑罰を含む厳格な制裁や罰を規定している。

CD 生産、設備輸入、原料購入に関する厳格な保護を保証し、いかなる違法な複製も防ぐために知的財産局は同法を起案した、と同局の Kanissorn Navanugraha 局長が発表した。

同法では、CD や DVD 製造者は、同局に生産機械番号、原料在庫水準や倉庫保管量を報告しなければならない。また、関連する原料、特にプラスチックを購入した日から 30 日以内に同局に通知しなければならない。

また、同法はタイで違法製品が製造されないことを確実にするために、金型コード、マスターコード、著作権所有者コードを CD 製造者毎に固定するように規定していると Kanissorn 局長は述べた。

5. 初のアジア太平洋イノベーションイベント

(バンコクポスト紙、データベース面、D2面、タイ、2005年8月10日)

国家革新庁(National Innovation Agency)は、9月21日から23日まで Queen Sirikit National Convention Centre で初のイノベーション会議と展示会「InnovAsia 2005」を開催する。前科学技術大臣の Korn Thapparansi 氏は、高い競争力と持続可能な力をつけるためにタイは知的財産を保有する必要がある、InnovAsia 2005 がタイの現状を披露するのに、重要なプラットフォームであると述べた。

主パートナー企業である IBM(Thailand)社のタイ担当 Suphajee Suthumpun マネージャーは、同イベント期間中にオープンソース開発者のための 500 ソフトウェア特許、タイにおける世界コミュニティ・グリッド・プロジェクト及び「考えるリーダーシップ」など3つのキー・プロジェクトを発表すると述べた。

知的所有権保護セッションでは、中国大手の Lenovo 社が知財について講演する予定であり、イノベーションと企業家精神セッションでは、バンコク宣言を導くと予想される。

6. ソフトウェア問題

(プラチャーチャート・トゥラキット紙、32面、タイ、2005年8月18日)

タイコンピューター生産協会(ATCM)の Purathip Auesakchareonkrung 会長は、「海賊版ソフトウェアは、政府調達において流行している」という苦情を受けたと述べた。競争

入札に参加した入札者は、海賊版ウィンドウズや異なるマイクロソフト・ソフトウェアを使用し、通常より 10 - 20%低い価格を提示して、応札できた企業もあるという。

政府規制は本物のソフトウェア使用を要求しているが、職員が著作権侵害製品と真正品とを識別できず、最低価格入札者が契約を結んでしまっている。この点について、タイマイクロソフト社は、調査する内部委員会を設立するとしている。

7. DIP が特許弁理士増員計画

(Thai News Service、2005 年 8 月 23 日)

知的財産局は、タイ人特許権者の一層の利便性を図るために、特許弁理士を増員する計画を加速し始めた。

Kanissorn Navanugraha 局長によると、特許弁理士になるために、研修生は特許保護を専門的に扱い、その知識を身に付けなければならない。ちなみに、現在タイには 2,000 人以上の特許弁理士がいる。

Kanissorn 局長は、知的財産局が特許弁理士を研修する行動計画を進め、特許弁理士の資格が与えられる者は少なくとも学士レベルの知識をもち、同局の基礎トレーニングコースを修了しなければならないということを明らかにした。同局長によれば、特許、商標、著作権の登録は複雑なプロセスであり、その手続きを進める知的財産所有者が特許弁理士の助けを必要としているという。

8. 米国が来春に FTA 合意希望

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、1B&7B 面、タイ、2005 年 8 月 26 日)

クルンテープ・トゥラキット紙、情報インターネット面、9 面、タイ、2005 年 8 月 30 日)

USTR 東南アジア・太平洋地域担当の Lisa Coen 副長官の言葉を引用して、米国通商代表部は、来春迄にタイとの自由貿易協定締結を望んでいるとザ・ネーション紙が報道した。

報道によれば、Coen 氏は、二国間の交渉は、特に最後のモンタナ・ラウンドを終えて、確実に進行していると述べた。次ラウンドは来月末ハワイで行われる。予定通りに協定を締結できない場合、「ファスト・トラック」あるいは貿易促進権限法(TPA)が 2007 年中頃に実施終了するため、交渉をより複雑にするかもしれない。同法は、米国大統領に貿易協定を締結する権限を与えるものであり、議会が対象協定を承認又は否認しなければならないが、修正することはできない。

Coen 氏は、他国との貿易協定締結のように、USTR はタイにも TPA を適用したいと考えている旨述べ、TPA なしでは「あらゆる国が議会と交渉しなければならないので、交渉をまとめることにリラクタントとなり、少し扱いにくいだろう。」との見解を述べた。

現状では、交渉担当者は知的所有権保護、農業や金融サービスのような多くの問題について、まだ何らの提案も出していない。

9. CD 製造法が来週に施行

(Thai News Service、2005 年 8 月 26 日)

クルンテープ・トゥラキット紙、商業面、5 面、タイ、2005 年 8 月 29 日)

知的財産局は、事業主や CD 製造権を有する者を対象とする CD 製造法遵守セミナーを開催した。

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、CD 生産、生産関連機械類の所有、生産量の報告条件、生産材料の保管報告に関するプロセスを規定する CD 生産法でのベストな実施方法について、事業主や CD 生産業者に説明する目的のセミナーを主催した。

2005 年の CD 製造法は 8 月 29 日に施行され、CD や DVD 生産で使用されるポリカーボネート・プラスチックを重量計で 750 キログラム以上所有する場合、30 日以内に知的財産局に報告しなければならないと規定し、これにより、職員は CD や DVD 生産機械類に添付する事業主識別コード及び製造権証明書を与えることになっている。

局長は、CD 製造法の発効が、著作権侵害の CD や DVD 生産を防ぐと付け加えている。

中国

2005 年 8 月ニュース

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. コンテンツ産業がアジアの海賊版と戦う | 10. 侵害問題の交渉は進まず |
| 2. Hisense が権利侵害を訴える | 11. 最高裁判所は保護を強化 |
| 3. Baidu 社が株上場前に訴訟を受ける | 12. 政府企業が特許出願記録を更新 |
| 4. 中国に知財権の警報制度が必要 | 13. 知財所有者が資産保護に活動を |
| 5. JETRO が中国への過度集中を警報 | 14. 27 人を逮捕 |
| 6. 香港は知財権保護を宣誓 | 15. GM が模倣車起訴を検討 |
| 7. 偽物に対する現金報酬 | 16. アディダス問題 |
| 8. 12,000 件の特許が上海に出願された | 17. 中-米の効果的な著作権保護協力 |
| 9. 日産が中国商標として承認 | |

1. コンテンツ産業がアジアの海賊版と戦う

(Daily Yomiuri, 2005 年 8 月 2 日)

アジア諸国の氾濫する製品著作権侵害によって、数十億円を超える損害で、日本の知的財産当局は、映画、音楽、ゲームソフトを含む本物の日本の娯楽コンテンツを海外へ促進するキャンペーンを始めた。

著作権情報研究センターの推計によれば、2003 年に日本製品のうちの 30 億は中国で著作権侵害され、日本企業の販売損失は 2 兆円以上にも上ったという。テレビ番組は 15 億もコピーされトップになり、音楽、ゲームソフト、映画が続くのである。

日本貿易振興機構(JETRO)は、海賊版製品情報を収集するために北京と上海でコンテンツ配給促進センターを昨年設立し、同センターの事務所として機能している。

また、コンピュータソフトウェア著作権は、春に上海オフィスを設立し、日本レコード産業協会も協力した。1 月に、改正著作権法が制定された時、同協会は、日本音楽をアジア市場へ広めるために委員会を設立した。

著作権法は、アジア諸国からの安い日本音楽 CD の未検査輸入品の放置が中国の音楽産業に打撃を与える恐れがあると同協会の要求で修正された。

その他アジアへより多くの日本音楽 CD を販売するために、政府は、そのような製品の著作権侵害を防ぐ対策を実施しなければならなかったと協会が主張した。日本のコンテンツ産業は、中国政府当局に対する製品著作権侵害弾圧強化を要求するだけでなく、中国の消費者を対象とする価格を含む販売計画も見直さなければならない。

2. Hisense が権利侵害を訴える

(Industry Updates, 2005 年 8 月 3 日)

大手家電製造社の Hisense は、他社が同社商標製品を販売し商標権を侵害したと訴えた。

Hisense グループによる調査では、昨年 Jiangsu 省、四川、陝西、Gansu 省、Shandong、湖南省と河北省で、Hisense ブランドをつけた偽製品を発見した。偽造製品はすべて同じ企業の製品であり、「Hisense Electric (Hong Kong) Holding Co., Ltd.」として 1 月 10 日に香港で登録された。

Hisense 社の上級職員は、香港で登録した同会社に対して社名の取消しを要求し、法的手段もとると警告したと述べた。

3. Baidu 社が株上場前に訴訟を受ける

(Industry Updates, 2005 年 8 月 4 日)

グーグル社に一部所有される中国最大インターネット検索エンジン社である Baidu.com 社は、米国で初の株式販売計画に先立って、中国企業 2 社から著作権侵害で訴訟された。

「House of Flying Daggers」の著作権所有者である Beijing New Picture Film 社は、ユーザが映画を有料でダウンロードすることを可能にした Baidu に対して 6 月に訴訟を起こしたと原告弁護士 Ye Zhijian 氏が月曜日に東部都市の杭州で電話を通じて述べた。同映画の中国語版は、ソニーによって海外へリリース配給されている。

米国のナスダック市場での株上場計画の前に、北京に本社がある Baidu 社によって公表された株式販売資料によれば、6 月に 53 曲の歌を無許可ダウンロードしたとして Shanghai Busheng Music Culture Media 社も Baidu 社を訴えたが、北京の Baidu 社の Zhang Ling スポークスウーマンは、両訴訟に関するコメントを控えた。

Beijing New Picture Film 社は、Baidu 社から補償金と破損金で 20,056 米ドルを請求したと Ye 弁護士が述べた。杭州中級裁判所は約 2 週間でこの事件について正式判決を下すだろうと Ye 氏が述べた。Shanghai Busheng 社は、Baidu 社の資料発表で、67,661 米ドルの損害金を求めている。

4. 中国に知財権の警報制度が必要

(Xinhua News Agency, 2005 年 8 月 10 日)

中国の法律専門家は、海外で特許を速やかに登録するように国内企業を指導する知的財産権(IPR)の包括的警報制度が中国に必要なだと水曜日に述べた。

世界法令に関する第 22 回議会会議に先立って新華社とのインタビューで、中国人民最高裁判所の第 3 民事裁判所の Jiang Zhipai 裁判長は、IPR 警報制度が世界全産業の特許登録状況を包括的かつ正確に把握させ、企業と研究所の特許への方針を決定づけると述べた。

「例えば、電子産業では、外国企業によって登録された数百の特許が既にある。中国の知財権関連政府当局は、最初に産業の特許登録の「隙間」がどこにあるかと学習すべきである。そして次に、無駄な作業を回避するために、その「隙間」を埋める適切な関連研究の方向として、研究所や企業に示唆すべき」だと Jiang 裁判長は説明した。

Jiang 裁判長は、また、知的所有権保護のために中国は完全な法的制度を確立したとも主張し、中国の裁判所は昨年 15,000 件の IPR 関連事件を審理し、少なくとも 400 人が IPR 法違反者として毎年刑務所に入れられている。Jiang 裁判長は、今後も中国が国際的な知財権保護条約加盟のために、最善を尽くすと締めくくった。

5. JETRO が中国への過度集中を警報

(Business Times Singapore, 2005 年 8 月 11 日)

日本企業は、貿易と投資の目的地の中国に対する「過剰依存」を縮小する必要があり、ブラジル、アセアン、インドなどの高い潜在市場を育成する必要があると日本貿易振興機構 (JETRO) は勧めている。

昨日公表された国際通商と海外直接投資年間白書で、JETRO は中国への投資「過熱」が継続的なグローバル成長の中で危険であるとしている。

以前にも投資に関して「中国プラスワン」体制を構築するように促したが、中国に過剰に依存している状態の危険について、企業に対して公的機関が出した警告として、最も明示的なものである。

日本の経済産業省の最近の白書でも、中国に対する過剰信頼の危険に関して企業に警告している。

6. 香港は知財権保護を宣誓

(Xinhua News Agency, 2005 年 8 月 13 日)

土曜日、香港在住者は、知的財産局による沙田での主催コンサートを通じ、知的財産権保護のコミットメントを示した。

沙田ニュータウン・プラザ入口のアリーナで行われた「私は宣誓する」6 周年記念ミニコンサートにて、知的財産局の Peter Cheung 副長官は大衆のコミットメント、他者権利の尊重が香港経済の促進を支援すると述べた。

1999 年に開始した「私は宣誓する」キャンペーンは、海賊版・偽造品を買わず、他者の知的所有権を尊重することを宣誓した 8,000 人以上のメンバーを引きつけた。

今年は、キャンペーンの 6 周年記念を祝うために、メンバーに無料音楽ダウンロードを提供するために、同局は合法音楽ダウンロード配給業者と協力する。

7. 偽物に対する現金報酬

(Shanghai Daily, 2005 年 8 月 16 日)

市の地図当局は、海賊版地図生産者や販売者の発見の手助けになる「価値ある情報」を提供した者に、10 万元(12,346 米ドル)以下の現金報酬を提供すると昨日に発表した。

また、自動販売機を使用して、主要ダウンタウン地点で本物の地図の販売を開始すると発表した。高い報酬は、誰が海賊版地図を印刷しているかに関する情報を集め、かつ知的所有権の重要性に関する大衆意識を高めることを支援する。

約 5 円で売られる本物の地図は、急速な都市化現象に遅れをとらないために年間 2-3 回更新される。しかしながら、多くの海賊版地図は数年前の物で、多数の綴りミスも存在する。Cao 氏は、地図当局が低品質地図に対する苦情をしばしば受けると述べるが、これまでこの問題の有効な解決策を見つけていない。

8. 12,000 件の特許が上海に出願された

(China News Digest, 2005 年 8 月 17 日)

2005 年前半、12,000 件以上の特許出願が上海で申請され、年率 38% アップであると 2005 年 8 月 17 日に報告された。在上海企業の特許出願申請は 8,200 件を超え、年率 57.4% のアップとなった。

従業員が通常業務で発明した職務発明は、上海で 6 か月の間に全特許出願の 81% を占め、中国平均の 41% の 2 倍にも達した。

最先端技術を含む特許出願は、24% の全国平均に対し、上海では全出願の 37% を占めた。新材料、生体物質、医療や製薬分野での特許出願は上海で 1,200 件を超えている。

9. 日産が中国商標として承認

(Global Insight Daily Analysis, 2005 年 8 月 18 日)

Agence France-Presse (AFP) によれば、日産自動車は中国で自社商標が承認された最初の日本自動車メーカーとなった。日本の自動車メーカーは、ローマ字ロゴの商標を承認されており、漢字を使った商標の保護も申請することを計画している。

10. 侵害問題の交渉は進まず

(Australian Financial Review, 2005 年 8 月 19 日)

オーストラリアの知的財産に関する中国での慢性的侵害に対する産業界の懸念が、来週北京で再開する第 2 ラウンド自由貿易協定交渉で、オーストラリア担当者の優先問題になると Mark Vaile 貿易大臣は見解を述べた。

知的財産問題解決を優先事項とするように政府に要求するオーストラリア商工会議所の現状報告書を支持し、Vaile 大臣は中国との FTA 交渉の「最優先」課題であると説明している。

11. 最高裁判所は保護を強化

(Dow Jones International News, 2005 年 8 月 22 日)

中国の最高裁判所に当たる人民最高裁判所は、現在の知的所有権保護関連法の抜け穴や手抜き問題を解決するために、いくつかの司法解釈に取り組んでいる、と中国日報が報じた。

司法解釈は、法律条項と同じ法的効力を有し、判決の中で裁判官が使用することができると同新聞は説明している。

知財権侵害に関する法の起案が遅れ、取扱う件数も増加しているため、司法解釈の起案は必要であると人民最高裁判所の知財権裁判官の Jiang Zhipei 裁判長は述べた。

中国の最高立法府である全国人民代表大会の常任委員会は、法律改正を検討しているが、複雑状況で立法プロセスは数年かかるであろうと中国日報は報じている。

2000 年以来、人民最高裁判所は、特許、商標、著作権、コンピューター・ネットワーク上の著作権、コンピューター・ドメインネーム等の分野を包含する知財権関連の司法解釈を計 26 件公表したと中国日報が報じた。

知財権侵害への処罰手続きを容易にするために、人民最高裁判所と人民最高訴訟代理人協会は、昨年末に共同で司法解釈書をリリースした。この司法解釈書は、知財権侵害者を起訴し、侵害者により重い刑を言い渡すことを容易にしている。

12. 政府企業が特許出願記録を更新

(*Asia in Focus*, 2005 年 8 月 22 日)

中国政府所有企業による特許出願は、近年、毎年約 30% 上昇していると国有財産監督行政委員会 (SASAC) が発表した。SASAC の監督下、169 の企業は、2,853 件の発明を含む約 6,580 件の特許出願を出願したと SASAC が発表した。

* 3,886 件の特許が付与され、その内の 1,265 件が発明特許である。

* 全特許出願のほぼ 30% は、石油や石油化学工業による出願である。

13. 知財所有者が資産保護に活動を

(*Business Wire*, 2005 年 8 月 23 日)

多くの企業は、急速に拡大する国際的脅威や、中国での知的所有権侵害を見守っている。中国政府の最近のイニシアチブにもかかわらず、米中両国の現在の緊張関係で複雑さが増し、知財所有者は権利の最初の防御ラインとして米国政府に頼ってられない。

中国は特別な挑戦を表明した。「中国脅威」を理解し、有効なプログラムを開始して、中国特有の保護プログラム仕様や環境について深い理解を要求する。

「中国での知財権保護：PROTECTION OF IP RIGHTS IN CHINA」は、2 回の遠隔会議プログラム(2005 年 8 月 31 日と 9 月 14 日- CLE は利用可能)から構成され、直接質問に回答する。プログラムの司会は、中国での特別専門知識を備える国際知的財産問題に詳しい主要組織である。

14. 27 人の逮捕

(*Shanghai Daily*, 2005 年 8 月 24 日)

情報によると、昨日、上海第 1 検察事務所は、偽造証明書の発行、知的所有権侵害に関係した 27 人の容疑者を逮捕した。

検察官は、Liang Jianhua と Zheng Yaoming が偽ロレックスなどの世界的に有名な時計、偽バイアグラなどの薬を販売したと説明している。Liang 氏は、約 200 万元(246,914 米ドル)の利益を得たと検察官は述べた。

15. GM が模倣車起訴を検討

(*Canada Business News Network*, 2005 年 8 月 24 日)

話し合いよりも、ゼネラル・モーターズ(GM)社は、GM 車の模倣品と思われる車を輸出し始めたフォード社の中国パートナー企業に対する法的措置を検討している。

模倣車の起訴は、フィナンシャルタイムズ紙の記事で掲載され、江陵モータ社が GM 車の 1 つの模倣車と思われる車のヨーロッパ輸出を始めた後に検討され始めた。

まだ決定されていないが、GM 社は訴訟を起こすべきかどうか法務部に同事件を検討させている。

16. アディダス問題

(China Daily、2005年8月30日)

スポーツウェア大手のアディダス社は、知的所有権侵害で中国企業3社を相手に訴訟を起こし、300万元(37万米ドル)の賠償金を求める。北京第1中級人民裁判所が昨日、審理を開始した。

Adidas International BV社は、アディダス社の3つ縞商標ロゴに非常に類似するデザインを使用した、Fujianに本社があるAile Clothing and Shoe社を提訴した。

原告は、2002年12月に北京市場で主にスポーツシューズやウェアのAile製品及び販売促進品に同社ロゴを発見したと、アディダス社のHuang Hui弁護士が述べた。裁判は昨日は判決を下さなかった。

世界的に有名な商標は、知的所有権(IPR)侵害の容易な餌食である、と知財権当局の専門家は述べた。同専門家は身元を明らかにすることを拒んでいる。

しかし、通常多くの事件を通じ、生産者は世界的に有名な商標の海賊版商標を使用していることが判明している。中国政府はこのような行為と戦う努力を強化した。「しかし、本件は、アディダスと同一のロゴを使用しているものではないため、これまでの裁判とは異なる。また、アディダスが裁判に勝つことができるかどうかを予測するのも難しい」と同専門家が見解を述べた。

17. 中-米の効果的な著作権保護協力

(Xinhua's China Economic Information Service、2005年8月31日)

中国と米国は、先月始めた新たな著作権保護に関する取り組みについて、有効な協力を行ってきていると中国の文化省職員が8月31日に北京で発表した。

文化省文化市場部長のLiu Yuzhu氏は、中国東部江蘇省首都の南京で行われた中-米映画著作権保護仕組みの第1回合同会議で意見を述べた。

中国文化省(MOC)、国家ラジオ映画テレビ行政(SARFT)は、先月初めに合意に達した知的所有権保護相互コンセンサスに続き、7月中旬にアメリカ映画協会(MPA)との覚書書にも署名した。

覚書書によれば、MOC、SARFT、MPAは定期的に合同会議を開催する。両国は、映画、ホーム・ビデオ作品の上映や配給に関する情報を交換し、共同で海賊版ホーム・ビデオ作品を厳しく取り締まる計画を作り出し、映画著作権を保護する。

今年前半に、中国の文化当局は349,000の音楽映像スタジオや店舗を捜査し、9,421万点もの海賊版ディスクやテープを押収したとLiu部長が明らかにした。MPAの地域担当上級副社長のMichael C. Ellis氏は、両国が映画製作者や配給業者の権利を保護するために、二国間協調をもっと強化すべきだという希望を示した。

2005年8月ニュース

1. ソフトウェア侵害監視を強化

(*Business Times*、2005年8月18日)

経済報告書によると、国がソフトウェア著作権侵害活動監視を強化する場合、ペナンの Business Process Outsourcing(BPO)ハブとしての可能性をさらに押し上げることができ、沖合での立地を考える場合、予想される投資者は知的財産権関連法が重大な課題である、と国のシンクタンクである社会経済環境研究所(SERI)は述べた。

「ペナンの魅力を強化することができる政府からのその他の重要な支援は、改善された設備とインフラを通じて、BPOの高い可動性の労働力により、より良い生活水準を提供することを含んでいる。加えて、競争力のある税制やカスタマイズされたインセンティブも、外部委託する外国人投資家を魅了する要因になる」とSERIが述べた。

2. 国内のバイオ技術特許が増加

(*New Straits Times*、2005年8月22日)

バイオテクノロジー分野の国内特許件数が増加している。2000年の特許件数は405件にすぎなかったが、昨年には2,347件が登録された。マレーシア知的財産公社(MyIPO)の統計によれば、今年の特許件数は2,800件に達するものと予想される。

現在、マレーシアはPCTに加盟しておらず、このことがバイオ技術知見の国際的承認の遅れにつながると、Robinson氏が先週クアラルンプールで開かれた2005年アジアバイオ技術展で述べた。

新知見の特許を取得した企業は、発明品の使用、生産、販売、輸入、提供の申出について、他者を排除する20年間の独占権を有するとRobinson氏は付け加えた。

シンガポール

2005年8月ニュース

1. シンガポール警察がインターネット上の侵害者を逮捕
2. 中小企業は著作権法の遵守に遅れ
3. 3人のネットユーザが海賊版音楽の共有で逮捕

1. シンガポール警察がインターネット上の侵害者を逮捕

(Xinhua News Agency, 2005年8月2日)

シンガポール警察は、火曜日(2日)、インターネット上で海賊版光ディスクや他の素材を販売した4人の男性と1人の女性を逮捕したと Channel NewsAsia が報道した。5人の著作権侵害者は23~41歳の年齢で、自宅で逮捕されるとともに、約1,600枚のディスクと設備も押収された。

Channel NewsAsia は、インターネット上の匿名利用者を含め、知的財産権法の違反者は追跡して捕らえると警察が発表したことを報道した。有罪となれば、5人には10万シンガポールドル(約6万米ドル)以下の罰金と5年以下の禁固刑が科される。

2. 中小企業は著作権法の遵守に遅れ

(Today (Singapore), 2005年8月5日)

知的財産(IP)利用に関して厳しい規制が導入された改正著作権法が施行されて7か月になるが、中小企業(SME)は、依然、待機と監視姿勢を続けているように、最も関心が低いままである。

Singapore Info-com Technology Federation の Stephen Lim 議長によると、SMEは、政府が同法の執行をどの程度厳格に行うか、また企業が知財侵害でどの程度の罰が科されるのかを見たいという。

また、Lim氏は、販売者がソフトウェア・ライセンス料金を切り下げるだろうという希望を待っているとも、昨日ビジネス用ソフト連合(BSA)が主催したラウンドテーブル会議で述べた。

著作権改正法では、企業が無許可か著作権侵害されたソフトウェアを使用した場合は刑事罰の対象となる。違反した会社の役員とITマネージャーは、初めての侵害の場合、2万米ドル以下の罰金と6か月以下の禁錮刑に処される。SMEが、知的財産権遵守について大企業より遅れる理由の1つはコストであると、専門家が同ラウンドテーブル会議で述べた。

3. 3人のネットユーザが海賊版音楽の共有で逮捕

(The Straits Times Newspaper, シンガポール, 2005年8月18日)

16~22歳の男性3人が、インターネット上のファイル共有プログラムを使用して、2万の海賊版デジタル音楽ファイルを配給した罪で、昨日、自宅で逮捕された。警察がデジタル音楽の配給で、利益追求を目的としない在宅インターネット・ユーザーを対象としたのは初めてである。

犯罪捜査部の知的財産権支部(IPRB)のトップである Kah Khin 警察副長官は、たとえ無料で行われても、海賊版音楽ファイルの配給自体が違法であると警告した。犯罪者には、5年以下の禁固刑及び10万米ドル以下の罰金が科される。

フィリピン

2005年8月ニュース

1. アジア太平洋各国が貿易投資上の知財権を協力
2. 政府が知財権監視国リストからの削除につながる努力
3. ハリーポッター本がフィリピンでCDに違法に複製される
4. 違法ソフトウェアに対する捜査
5. PNP, NBI が反著作権侵害キャンペーンに参加
6. 特別知財裁判がまもなく決まる
7. 5億ペソの偽造品を摘発

1. アジア太平洋各国が貿易投資上の知財権を協力

(Asia Pulse、2005年8月1&2日)

(Business World、2005年8月3日)

域内外の貿易投資に影響する知的所有権(IPR)に関する諸問題について議論するため、アジア太平洋地域諸国の代表がフィリピンで会合を開いた。

この会合のホストであるフィリピン知的財産庁(IPOPhil)は、フィリピンは、人間の精神や知識によって生まれるいかなる創作や物であっても、知的財産保護と同様に、貿易や投資との関係を明確にすることが期待されていると述べた。

IPOPhil は、アジア太平洋地域諸国で生まれた作品や製品を搾取から守るためには議論が必要であることを説明するとともに、知的財産権保護は経済のグローバル化や統合にとって重要なものであり、知財保護によって世界規模で海外市場への企業誘致を促進し続けるであろうと述べた。

アジア太平洋地域の知財促進及び保護のために、同会合の議題には、他フォーラムとの協力といった知財権に関連する新しいプロジェクトのプレゼンや、IPEG (知財専門家会合) プロジェクトのレビュー、グループの新しいコンピーナーなどが含まれている。

また、議題には、迅速かつ容易な権利取得の支援や知的財産権の電子的処理に関するプレゼンや、オーストラリアや日本から提案された知財保護を確実にする技術移転促進もリストに挙げられている。

さらに、IPOPhil は、各国代表が光ディスク著作権侵害との格闘、知財権侵害とエンフォースメント、模倣品対策、地理的表示、バイオテクノロジー・コンピューター関連発明、放送予約レビュー、強制実施権についても、APEC 各国のベストプラクティスを議論すると述べている。

2. 政府が知財権監視国リストからの削除につながる努力

(Business World、2005年8月4日)

政府は、知的所有権(IPR)侵害国リストからフィリピンを削除するようにアメリカを説得しようとして、反海賊版活動を強化している。昨日、知的財産庁(IPO)の Adrian S. Cristobal 長官は、政府当局が、米国通商代表(USTR)スペシャル 301 条監視国リストからフィリピンが確実に削除されることに重点を置いた「知的財産権計画」を現在策定中であることを表明した。

「USTR は、知財権促進や知財権侵害者を厳しく取り締まることについてフィリピンが努力したことを認めた。しかし、米国はもっと努力できるであろうと期待している」と Cristobal 氏は記者に話した。

IPO は、法務局、フィリピン国家警察、国家捜査局、オプティカル・メディア委員会、国家電信電話委員会と共に、次の構成要素を備えた知財権計画をまとめた。

- * 知財権事件のバックログ解決に専念する特別知財権裁判所の設立
- * 知財事件を扱う法務局専門検察官の任命
- * 海賊版 DVD、CD 及び消費財の販売店舗や流通経路の継続的強制捜査
- * 全政府当局の調整メカニズムに関する合意書の署名
- * 侵害者の名前、検挙件数、訴訟件数、押収・破壊品目数を記録するデータベース構築、
- * 小学校と高校教育における知財保護教育

なお、フィリピンは米国の知財権に関する監視国リストに 4 年間のせられている。

3. ハリーポッター本がフィリピンで CD に違法に複製される

(Agence France Presse, 2005 年 8 月 9 日)

(バンコクポスト紙、国際ニュース面、6 面、タイ、2005 年 8 月 10 日)

フィリピンの著作権侵害者が、ベストセラーの最新ハリー・ポッターの内容をコンピューター・ディスクにコピーし、首都のわき道で販売する新方法を見出したようである。魔法使い少年のマジックと Hogwarts 学校でのアドベンチャーを描くポピュラーな第 6 巻「ハリー・ポッターと異母王子」は 7 月 16 日に発売され、書店の販売を押し上げている。

フィリピンでは、コピーはコンピューター・フォーマットや CD で複製され、300~500 ペソ(5.37~8.95 米ドル)で露店商人から購入することができ、コンピューター上で読むことができるディスクは、約 1,500 ペソで小売りされる本より低価格で売られている。

貿易工業省知的財産庁は、そのような CD のことを聞いておらず、これまでフィリピンで違法にコピーされている本は、学術的教科書のみであると述べている。

4. 違法ソフトウェアに対する捜査

(Philippine Daily Inquirer, 2005 年 8 月 22 日)

9 月 16 日から国家調査事務局(NBI)、オプティカル・メディア委員会及びフィリピン国家警察は、違法ソフトウェアの販売や配給に従事するビジネスに対するオペレーションを開始する、と NBI 知的財産部の Jose Justo Yap 部長が述べた。

「一連の捜査が始まる前に、Oplan 弾圧チームはユーザに対し、合法ソフトを使用するように呼びかける」と Yap 部長が述べ、ビジネスソフトウェア連合(BSA)の現地支局が行う現地企業向けの海賊版ソフトウェアの使用中止キャンペーンを政府当局が支持すると付け加えた。

8 月 17 日の新聞広告で公表されたことによると、BSA と反著作権侵害チームは、2004 年の著作権侵害による損失が 37 億ペソにも上ると発表した。

BSA は、第 2 回 BSA-IDC 世界ソフトウェア著作権侵害研究からのデータを引用し、昨年フィリピンで使用されたコンピューター・ソフトウェアの 71%が違法であると発表した。「これは、国内の情報通信技術分野の開発への大きな打撃を与え、国の経済を脅かしている」と BSA が述べている。

BSA は、知的財産権法あるいはオプティカル・メディア法の違反者は、9 年以下の禁固刑に科されることがあると付け加えた。

5. PNP, NBI が反著作権侵害キャンペーンに参加

(INQ7.net, 2005 年 8 月 24 日)

フィリピン国家警察(PNP)と国家調査事務局(NBI)は、オプティカル・メディア委員会(OMB)を支援し、全国のソフトウェア著作権侵害の撲滅を図る。政府の反著作権侵害キャンペーンがより活発に実施されることを期待して、フィリピン国家警察の Arturo Lumibao 警察長官は、このキャンペーンに参加することで、全国で暗躍するソフトウェア著作権侵害者を追跡するより大きな力を地方の当局にも与えるだろうと述べた。

フィリピン反著作権侵害チームと呼ばれる新しい反著作権侵害キャンペーンは、企業に無許可ソフトウェア使用をやめさせるキャンペーンを 8 月 16 日に開始し、30 日間のデッドラインを定めた。PNP、NBI 及び OMB 職員は、既にいくつかの国内企業を監視していると述べているが、その詳細は明らかにしていない。

ソフトウェア企業の代表であるビジネスソフトウェア連合(BSA)と、知財の権利関係者グループである知的財産連合は、再構成されたこの反著作権侵害キャンペーンにも参加した。Lumibao 長官は、知財侵害の約 80%がファイル共有ネットワークを通じて発生しており、オプティカル・メディアの著作権侵害が世界的な著作権侵害問題の一部であるとの説明を付け加えた。

6. 特別知財裁判がまもなく決まる

(Business World, 2005 年 8 月 25 日)

最高裁判所大法廷は、知的財産(IP)事件を審理するための法廷として、首都マニラの 2 つの法廷を指定するだろう。知的財産庁(IPO)の Adrian S. Cristobal Jr.長官は、2 つの特別法廷がマニラとケソン市で年内に設立されるだろうと述べている。最高裁判所決議のコピーは、今週、IPO に届けられた。

長官は、他の主要都市でも知財の特別法廷が最終的には設立されるだろうと述べた。最初の 2 つの裁判所が首都マニラで設立されるのは、全国の知財侵害 1,186 事件の 88%が首都で取扱われているためである。

学校教育のカリキュラムに知財研修を統合するため、IPO が教育局(DepEd)とさらなる連携をとるつもりであると長官は述べた。民間部門や他セクターとも提携していくとのことである。

知的財産は、人間のあらゆる精神的創造物や製品として定義される。それらは、発明、オリジナルデザイン、よいアイデアの具体的応用、あるいは商標のような所有権のマーク、文学、特に芸術的作品などである。

7. 5 億ペソの偽造品を摘発

(Manila Bulletin, 2005 年 8 月 31 日)

知的財産庁(IPO)の Adrian S. Cristobal Jr.長官は、これは知的財産権侵害に対する政府の新キャンペーンの結果であると強調した。Cristobal 長官は、政府の合同捜査で、5 億ペソ相当の海賊版製品と 500 億ペソ相当の 241 個の医学書が摘発されたと発表した。

摘発された製品の中に、国際的に有名な商標ラベルをつけた服、靴、時計、オプティカル・ディスク、コンピュータソフトウェア、通信設備及び家庭内用品などがある。同キャンペーンにより、150人以上の逮捕に繋がった。

さらに、関税局の知財チームは、6か月の期間中、首都マニラの港で偽造製品が大量に入っている計163台のコンテナを押収したとも発表した。

また、もう1つの結果として、関税局はPampanga市のClark国際空港経由で国内へ出荷された476ロールまたは47,600点の偽映画DVDを抑えることができたと発表した。

インドネシア

2005年8月ニュース

1. マイクロソフトがインドネシアで研究センター設立

(*The Jakarta Post Newspaper*、インドネシア、2005年8月1日)

インドネシアの2大技術系大学である Bandung 工科大学(ITB)と Surabaya 工科大学(ITS)は、インドネシアの研究センター設立について、アジア北京マイクロソフト研究センターとの合意書に署名した。

Susilo Bambang Yudhoyono 大統領の中国訪問中にまとめられた覚書(MOU)は、シアトルで Susilo 大統領と米国の巨大ソフトウェア会社創立者であるビル・ゲイツ CEO との会談に基づくものである。

同センターには、開発途上国のための手頃なウインドウズ・アプリケーションの開発・製作という任務が課される。同社のパッケージソフトをより手頃な価格にすることによって、マイクロソフト社はインドネシアや近隣国のソフトウェア著作権侵害を徐々に減少させることを望んでいる。

インドネシアで計画された研究センターは、米国、英国、中国、インドでの同様のセンターに続き、マイクロソフト社の第5の研究拠点である。

MOU によると、ITS はナレッジ・マネジメント、統合システム、ソフトウェア・アプリケーション開発及び海洋技術・船舶工学・土木・機械工学をメインとするマルチメディアデザインに関する研究に専念する。

2. インドネシアの特許保護は国際的に落第点

(*Daily International Pharma Alert*、2005年8月1日)

国際的な製薬産業は、インドネシアで特許権保護を批判し続けている。最近の進展を総合しても、当局が2000年にTRIPSの実施開始を誓約したにもかかわらず、2004年末までにTRIPS条項のいくつかしか実施されていない。2003年に導入された著作権法も効果がないと広く報告された。

しかしながら、今年、米国製薬協(PhRMA)は、米国通商代表部(USTR)による知的所有権が脅かされる国のリストについて、インドネシアを対象とするロビー活動をしないことを選択した。これは前向きなシグナルと見なすべきであるが、インドネシアは主として他産業での広範囲の侵害により、USTRの「優先監視」国のリストに入っている。

最近、USTRはコピー薬が市場の40%以内を占めると推測し、同問題解決を試みる際に、政府が直面する大変な作業を指摘した。重要な問題は、TRIPS整合の規定を採用したにもかかわらず、同国の低収入国民が低コストのコピー薬に頼っているということである。

2005年8月ニュース

1. ベトナムは英米国で茶の商標を登録

(*Thai News Service*, 2005年8月4日)

ベトナムは、英国と米国で茶製品の商標を登録しているとベトナム茶協会(Vitas)の Nguyen Van Thu 副会長は述べた。Vitas も、Thu 副会長によれば、マドリッド協定に基づき商標を登録している。

Thu 副会長は、商標登録がベトナムの茶製品の競争力を世界市場で高めてくれると述べた。

2. ベトナムは魚ソース商標を保護

(*Thai News Service*, 2005年8月16日)

漁業省は、国内外の模倣者から商標を保護するために、Phu Quoc 魚ソースの生産に関する規則を最近出した。漁業省 Nguyen Thi Hong Minh 副大臣は、国内市場の多くの魚ソース生産者が Phu Quoc の商標を無断で使用し、低質の魚ソースを製造販売して利益を稼いでいると述べた。また、タイ、日本等のいくつかの海外生産者も、同様のことをしていると指摘している。

政府規制では、Kien Giang 県南西の Phu Quoc 島で作られ瓶詰めされた魚ソースだけが、Phu Quoc 魚ソース商標をつけることができる。

Phu Quoc 魚ソース生産者組合の女性委員長である Nguyen Thi Tinh 氏によると、Phu Quoc 商標をつけている国内で販売されている魚ソースのうち、6%だけが真正品であるという。

フランスのような伝統市場だけでなく、日本のような販売量が伸びている国、オーストラリアや米国のような海外で多くのベトナム人が生活している国で、魚ソースの商標保護が必要であると両者が述べた。

2005年8月ニュース

1. 偽物は減少へ
2. 知財法の大学教育
3. インドが 1,312 件の医薬特許受理
4. インドとパキスタンが Basmati 米を共同商標登録
5. インドは知財改善で米の投資誘致を
6. インドは IP 1-ザ-から IPR 1-ザ-へ

1. 偽物は減少へ

(*The Economic Times*, 2005年8月5日)

インドの地理的表示が有名な農産物、食物や関連工業製品は、偽物からの保護を得られるだろう。

対象品は、Rajasthan の Kota で造られるサリー、Nilgiris の茶やユーカリ油、Andhra Pradesh の Guntur のタバコ、Aleppey の cardamon、Goa のカシューナッツ、Kulu のシヨール、Nashik のブドウ、Bikaner の Bhujia、Agra の Petha、及び Tanjore の人形である。

政府職員は、気候や土壌条件等の科学的かつ法律的な裏付け書類について、農民と職工からの要請に対し、地理的表示(GI)の保護を与えることができるようにする。他の WTO 加盟国は、自国の地理的表示保護を得る場合のみ、保護するように要求することができる。

政府は、ブランド価値を現金化するのに経験豊富な市場をもたない、あるいは組織されていない純粹の生産者が、地理的表示の誤った要求により、打撃をうけるのではないかと心配している。コミュニティーを代表する個人グループや協会のみ、地理的表示の保護を与えられることができるので、個人の発明に与えられる特許権保護と異なり、職工や農民及び職人は所有権を主張するために、一緒に申請する必要がある。その上、農学の科学者と弁護士に依頼し、製品の独自性を証明する科学的・法律的な裏付け書類の作成も要求される。

地理的表示登記事務所は、農民や職工の組織化を支援するために NGO を活用している。その狙いは、好んでその味を消費する聡明な消費者に対し、プレミアム製品のようなより大きな需要を生み出すことである。これらの製品の評判を保護し、市場に出すことで、輸出品の支援にもなる。

地理的表示の保護を既に与えられた 6 つの製品は、ダージリン茶、Pochempalli の ekat、Chanderi のサリー、Kancheevaram の絹、マイソールの agarbatti と Kotpad の手織機織物である。

2. 知財法の大学教育

(*Hindustan Times*, 2005年8月13日)

60 万人の米国人弁護士のうち、10 万人は知的財産(IP)権を専門とする仕事をしている。平均して、彼らのような米国法曹は 1 時間当たり 500 米ドルの業務料金を取る。また、同分野は約 1000 億ドルの謝礼が回っているともいう。

インドでは、知財分野の弁護士数が、多くて 1000 人程度である。また、この分野の弁護士で組織された協会もない。IIT Kharagpur の有名な Vinod Gupt 経営学校(VGSM)の

IIT Vinod Gupta 卒業生 は、知財法 Rajiv Gandhi 校と呼ばれ、Kharagpur の古いキャンパスで知的財産法を教えるインド初の学校を開こうとしている。第 1 陣の学生は来年 7 月に入学する。

これとは別に、インドの WTO 加盟により、特許、著作権、商標、営業秘密等の人為的な創造物や発明に関する法的権利という知財権を保護する必要がある。Gupta 氏は「Basmati やインドセンダン特許に起こったことを見て欲しい。誰も特許権を扱う方法に関して手掛かりを持っていなかった。」と述べ、「私は、他の IIT もすぐに知財専門の法律学校を設立し、知財弁護士族を増加させると期待している」。そして、もはやインドは西洋に知財の法的作業を委託する必要はないだろう。

3. インドが 1,312 件の医薬特許受理

(Asia in Focus, 2005 年 8 月 17 日)

インドは、1,312 件の医薬品の特許出願を受理し、この分野の出願で米国の次いで第 2 の大量出願国になった。医薬品の特許出願受理国の首位である米国は、2,111 件の出願申請を受理している。

4. インドとパキスタンが Basmati 米を共同商標登録

(Hindustan times, 2005 年 8 月 18 日)

インドとパキスタンが相互貿易を拡大する討議会を開催している最中、両国は、世界貿易機構(WTO)の地理的表示(GI)制度を利用して、共同商標として Basmati 米を登録しようとしている。

「我々(インドとパキスタン)は実際の生産者であるから、この点について異議は無い。我々は、Basmati 生産者として互いに認めているが、問題は商標を一体として登録するか分離するかである。両国の貿易担当の政府関係者は、両登録方法の利害を検討しており、両国にとってどの方法が最も有益かも調べる。」とパキスタン政府関係者の発言として引用して報道した。

欧州連合は、同市場へ輸出される製品の登録最終日を 6 月 30 日に決定した。期限が既に過ぎており、パキスタンが同問題について慎重に対応すると述べたため、インドが商標を別々に得てもよいという雰囲気がパキスタン人の貿易関係者を駆け巡ると新聞は報じている。

GI 制度では、製品はまず国内で登録されてから輸出されなければならない。

5. インドは知財改善で米の投資誘致を

(The Hindu, 2005 年 8 月 19 日)

米国からの投資をバイオ技術、製薬・臨床研究分野へ引きつけるために、インドは知的所有権(IPR)の保全を改善すべきである、と在インド米国大使の David C. Mulford 博士は発言した。

これは一致した行動が必要とする分野の一つであると、大使が、木曜日にインド商工会議所とインド米国商工会議所の会員に述べた。大使はインドと米国が科学技術へ大きな関心を共有し、インドがこの分野の世界一流プレーヤーであることを証明したと述べた。

「知財権保護が改善されると、米国企業は、最先端の科学と高品質の技術、グローバル経営の専門知識、新しい雇用に貢献して、主要投資者になるだろう」と Mulford 博士が主張した。大使は、全国規模の VAT(付加価値税)の導入によるインドの州政府間の財政や規則の障壁を撤廃した政策を評価した。同政策が投資者の「国内市場」を創出すると述べた。

大使は、儲かる公共部門団体への投資中止プログラムを打ち出した中央政府へ反対する左派を非難した。解雇に結びつくかもしれないが、国家経済や関係する公共団体の効率を改善するために、行われるべきであると付け加えると同時に、政治上困難な行動でもあることに同意した。

6. インドは IP ユーザーから IPR ユーザーへ

(Financial Express, 2005 年 8 月 30 日)

商工省の Kamal Nath 大臣は、インドは知的財産の「ユーザー」を卒業し、知的財産権(IPR)のユーザーになる挑戦に直面していると述べた。

知的財産権によって、産業、製造及び情報化対応サービスは繁栄し、多くの仕事を生み出すと同大臣が述べた。月曜日に Dwaraka でインド初の統合知財権庁ビルの落成式の際、大臣は「伝統知識や創造性、豊富な生物多様性、技術・科学人材という我々の財産で、我々は経済成長のための知的財産能力を利用しなければならない」と挨拶した。

デリー市の新オフィスは、首都にあった 4 つの縦組織を一つに連結させた建物としてできたものである。Kolkata 市と Chennai 市の新しい現代風オフィスも完成し、Mumbai 市のオフィスも建設中である。

大臣は、政府が知財権申請や処理のために、透明なウェブ対応システムを導入していると述べ、これにより「正しく確実な」法改正を近々実施すると付け加えた。国際的義務を果たす一方で、国内利益を保護するための適切な安全装置も適所に施している。Kamal Nath 大臣は、知財権の重要性が増していることは、知財庁への申請が増加していることから明白であるとも述べた。
